

## 広報たまの広告掲載募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、玉野市広告掲載取扱要綱及び玉野市広告掲載基準の規定に基づき、市が発行する広報たまのに掲載する広告の募集及び掲載に関し必要な事項を定める。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格は、全面（以下「全面広告」という。）、下面通し2段（以下「2段広告」という。）、下面通し（以下「1号広告」という。）、下面3分の2（以下「2号広告」という。）、下面2分の1（以下「3号広告」という。）及び下面3分の1（以下「4号広告」という。）とする。

2 広告のおよその大きさは、次のとおりとする。

名称	縦	横
全面広告	26 cm	17.5 cm
2段広告	10 cm	17.5 cm
1号広告	5 cm	17.5 cm
2号広告	5 cm	11.4 cm
3号広告	5 cm	8.6 cm
4号広告	5 cm	5.6 cm

3 広告を掲載する位置は、市長が指定する。

(広告掲載料)

第3条 掲載1回あたりの広告掲載料は、次の表に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この項において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

名称	金額
全面広告	165,000円
2段広告	71,500円
1号広告	38,500円
2号広告	27,500円
3号広告	22,000円
4号広告	16,500円

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、広報1号を単位とする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報たまの、市ホームページその他市の広報媒体を利用して行う

ものとする。

(広告の申込み)

第6条 申込者は、玉野市広告掲載取扱要綱第6条第1項に規定する書類を広報たまの発行日の前々月の16日までに市長に提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告主は、広告原稿(画像データ)を自己の負担により作成し、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。